



福祉

障害者・母子・父子
家庭の皆さんへ
各種手当の支給

特別障害者手当

心身に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方に支給されます。

■支給額／月額2万6千340円
*施設入所や3カ月以上入院している場合、また、所得が一定以上ある場合は支給されません。

特別児童扶養手当

身体または精神に中度以上

南国市交通遺児手当

交通事故（車・汽車・電車の運行によって生じた事故、海難、航空事故）で父母、もしくは父、または母を失った18歳に達した年度末までの児童を対象に支給されます。

■支給額／児童1人につき、月額2千円
*1年以上市内に在住し、現に児童を扶養している方に限ります。

母子・父子福祉手当

配偶者のいない女性または男性で、18歳に達した年度末までの児童を養育している方、また両親を失った18歳に達した年度末までの児童を扶養している方に支給されます。

■支給額／児童1人につき、月額1千円
*母親または父親および児童が引き続き1年以上市内に在住し、現に児童を扶養している方に限ります。なお、市交通遺児手当を受給している方は該当になりません。

市民からのお便り

いろいろな個人事で取り込みがあり頭の体操を休んでいましたが、またよろしく願いいたします。

の障害のある20歳未満の方を養育している保護者に支給されます。

■支給額
▼1級／月額5万550円
▼2級／月額3万3千670円
*障害児が施設入所の場合、所得が一定以上ある場合や公的年金を受けている場合は支給されません。

障害児福祉手当

特別児童扶養手当1級程度の障害がある方のうち、重度の障害のため、常時介護を要する在宅の20歳未満の方に支給されます。

■支給額／月額1万4千330円
*施設入所の場合、また、所得が一定以上ある場合や公的年金を受けている場合は支給されません。

重度心身障害児療育手当

特別児童扶養手当1級程度の障害がある方のうち、障害児福祉手当に該当しない18歳未満の心身障害児を養育している保護者に支給されます。

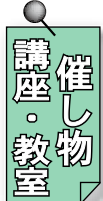
■支給額／月額7千300円

母子・父子家庭医療費の助成

■助成対象者／前年の所得税が非課税の世帯で、次のいずれかに該当する方
▼母子・父子家庭の母または父と児童
▼準母子・準父子世帯
▼父母のいない児童

*児童とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。
■申請時に持参するもの
父または母および該当する児童の健康保険証、印鑑
*該当すると思われる方は6月中に申請してください。

*母子・父子家庭の各種手当に関するお問い合わせは福祉事務所子育て応援係（☎880・6566）まで



催し物
講座・教室

ほたるの時期に合わせて、ほたる案内所を設置します。案内所では、ほたるを見ることが出来る場所を示したマ

*所得制限はありませんが、児童が施設入所の場合と障害児福祉手当を受けている場合は支給されません。
※障害者の各種手当に関するお問い合わせは福祉事務所社会係（☎880・6566）まで

児童扶養手当

父または母と生計を同じくしていない18歳未満の児童（本年度で18歳に達する児童は年度末まで対象、また中度以上の障害を有する場合は20歳未満の方）を監護している母または父、もしくは代わってその児童を養育している方に支給されます（所得制限が



「夫唱婦随」
澤本 英世（里改田）

あります。

■受給資格者（いずれの場合も国籍は問いません）
①父母が離婚した後、父または母と生計を同じくしていない児童
②父または母が死亡した児童
③父または母が重度の障害（国民年金の障害等級1級程度）にある児童
④父または母の生死が不明である児童
⑤父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
⑥父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
⑦母が婚姻によらずに懐胎した児童
⑧捨て子などで母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童

■こんな時は支給されません
①児童が
▼国内に住所が無いとき
▼父または母の死亡により支給される公的年金給付が受けられるとき
▼父または母に支給される公的年金給付額の加算の対象となっていないとき
▼労働基準法などの規定による遺族補償を受けることができるとき
▼児童福祉施設に入所しているとき、または里親に委託されているとき
▼父または母の配偶者（内縁関係も含む）に養育されているとき
*父または母の配偶者に重度の障害がある場合は除く。
②父または母、もしくはそれに代わる養育者が
▼国内に住所が無いとき
▼公的年金給付を受けることができないとき
*国民年金法に基づく老齢福祉年金を除く。
▼事実婚が確認されたとき
*定期的な訪問など社会通念上夫婦としての生活が認められた場合、事実の発生した時点でさかのぼって手当を返還しなければならない。

■6月29日(水)
『農業生産法人に必要な知識や財務管理』
・講師／刈谷敏久（刈谷敏久税理士事務所長）

『農業生産法人設立経緯と法人になってから…』
・講師／岡崎秀仁（株堀代表取締役）

■7月6日(水)
『知っておきたい関係法と諸手続きについて』
・講師／浜田久美子（特定社会保険労務士、産業カウンセラー）

『農業生産法人の労務管理について』
・講師／松本信博（農事組合法人四万十Pot代表理事）

※申込先・お問い合わせは
南国市地域雇用創出推進協議会事務局
（☎855-3985）まで

ご	め	ん	・
あ	り	が	と
講	座	シ	ー

平成23年度 地域雇用創造推進事業
※どなたでも受講できます。受講料は無料です。
『農業経営体組織化講座』
■とき／6月22日、29日、7月6日
13:30~16:00
■ところ／サザンシティホテル

■6月22日(水)
『農業生産法人の為の関連法規や諸手続きについて』
・講師／寺本毅彦（寺本経営コンサルタント事務所代表）

『農業生産法人運営のコンサル経験から見た設立時のアドバイス』
・講師／小松一之（こうち企業支援センター専任事務局員）

市民からのお便り

先月の親子クイズは、恥ずかしいことですが、タチバナの花を知りませんでした。2番（サクラ）にしました。